

## 関西広域連合の域内企業、府内中小企業等に対する 織物・機械金属振興センター依頼試験手数料等の減免 について

京都府では、関西広域連合の域内企業が公設試験研究機関を利用する場合の利用料金について、4月1日から割増料金を適用しないこととするほか、府内中小企業及び「東日本大震災」の被災地内企業に対する支援策を延長することとしましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 対象手数料等

中小企業技術センター及び織物・機械金属振興センターにおける依頼試験手数料及び機械器具貸付料

#### 2 施策の内容

##### ① 関西広域連合の域内企業への減免（新規）

対 象 者	滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県に事務所又は事業所を有する者			
内 容	上記対象者に対して、府外企業に対する割増料金を適用しないよう減免を実施			
	区 分	現 行		今 回
		府内企業	府外企業	広域連合内企業
	下記以外	100/100	150/100	100/100
中小企業	80/100	150/100	100/100	
実施時期	平成24年4月1日～			

##### ② 府内中小企業への減免（5年間延長）

対 象 者	府内に事務所又は事業所を有する中小企業者		
内 容	上記対象者に対して、引き続き2割の減免を実施		
	区 分	現 行	
	下記以外	100/100	
	中小企業	80/100	
実施期間	平成24年4月1日～平成29年3月31日		

③ 被災地の域内企業への減免（1年間延長）

対 象 者	岩手県、宮城県、福島県、茨城県若しくは栃木県に事務所又は事業所を有する者		
内 容	上記対象者に対して、引き続き府内企業と同一料金となるよう減免を実施		
	区 分	現 行	
		府内企業	府外企業
	下記以外	100/100	150/100
中小企業	80/100	150/100	80/100
実施期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日		

3 その他

- ① 「(公財) 京都産業21 北部支援センター」の機械機器貸付においても、同様の措置を講じることとしております。
- ② 関西広域連合の域内企業への減免については、各構成府県間で相互に実施することとしております。  
(関西広域連合ホームページ：<http://kouiki-kansai.jp/> にも掲載されます。)

(問い合わせ先)

京都府商工労働観光部産業労働総務課	075-414-4819
ものづくり振興課	075-414-4851
京都府中小企業技術センター	075-315-2811
京都府織物・機械金属振興センター	0772-62-7400
(公財)京都産業21 北部支援センター	0772-69-3675